

令和5年

第4回市議会定例会 報告第2号

専決処分の報告について

物品購入代金の支払の遅延による損害賠償の額を令和5年12月6日  
地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決したので報  
告する。

令和5年12月8日提出

函館市長 大 泉 潤

- 1 損害賠償の額  
100円
- 2 損害賠償の相手方  
函館市内に住所を有する会社